

## 寄港地観光動画制作事業者募集要領

### 1 委託業務名

寄港地観光動画の制作業務

### 2 業務の目的、内容等

#### (1)業務目的

神戸を訪れる外国客船の船客を対象にした「寄港地観光プログラム」を船社等へ紹介するための動画を制作し、神戸観光の活性化に寄与することを目的とする。

#### (2)業務内容

別紙仕様書のとおり

#### (3)委託期間

契約締結の日から 2021年3月31日

#### (4)委託金額上限（予定）

3,500,000円（消費税、地方消費税を含む）

※委託期間終了後に制作実績に応じて精算する。（最大12本制作予定）

### 3 選定スケジュール

11月12日（木） 募集要領配布開始

11月19日（木） 17:30 質問書締め切り（必着）

11月26日（木） 17:30 応募書類提出締め切り（必着）

12月中旬 選考結果通知

### 4 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。なお、共同企業体については、申請代表者が以下の要件を満たすこと。（但し(1)～(2)、(4)～(10)の要件については共同企業体構成員すべてが満たすこと。）

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解・賛同し、これを推進しようとする意欲があり、本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (2) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第2項の規定により、神戸市から一般競争入札の参加資格を取り消されている団体でないこと。
- (4) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けてい

ないこと。

- (5) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きをしている団体でないこと。
- (8) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- (10) 納期が到来している所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。かつ企業等の代表者がこれらの税金を滞納していないこと。

## 5 募集要領の配布方法

### (1) 募集要領の配布開始

11 月 12 日（木）

### (2) 募集要領の配布場所

- ① 一般財団法人神戸観光局港湾振興部 客船プロモーション課（所在地等は 4 ページ参照）  
但し 8:45 から 17:30 の間（12:00 から 13:00 の間、及び土・日・休祝日を除く）
- ② 下記ホームページからダウンロード  
<http://www.kobe-meriken.or.jp/>

※郵送による配布は行わない。

### (3) 質問等への回答

質問等は、別紙の質問票（様式 2）に記入の上、Eメールで 11 月 19 日（木）17:30 まで受付。  
回答は HP にて掲載する。

送信先：一般財団法人神戸観光局 港湾振興部 客船プロモーション課（メールアドレスは 4 ページ参照）なお、行き違いを防ぐため、送信後、電話連絡を行うこと（8:45 から 17:30 の間（12:00 から 13:00 の間、及び土・日・休祝日を除く））

## 6 応募書類等の提出方法

### (1) 提出書類

- ① 業務委託応募申請書（様式 1）
- ② 業務計画書 7 部
  - ・業務を受注されたと仮定した場合のプラン（スケジュール、作業フロー等）を記載すること。
  - ・動画撮影に使用する機材およびスタッフ人数等、必要と思われる事項を示すこと。

- ・過去に本業務と同種または類似の業務を実施した実績と成果について記載すること。
- ・その他、当業務遂行にあたって、特記すべき内容があれば記載すること。

③ 過去実績 DVD（過去の作成動画） 2部

④ 実施体制図 1部

業務実施体制を記載すること。

⑤ 見積書 1部

経費の内訳についても記載すること。

⑥ 企業の概要がわかる資料 1部

- ・設立趣旨、事業内容、事業実績等がわかるもの
- ・定款又は寄付行為の写し
- ・法人登記簿謄本の写し
- ・納税証明書又は未納がないことが証明できるもの
- ・財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書等）

なお、共同企業体の場合は、それぞれの企業について提出すること。合わせて共同企業体協定書の写しも提出すること。

※応募書類の作成にかかる経費は、応募事業者の負担とする。また、提出されたものは返却しない。

(2) 受付期間

11月13日（金）から11月26日（木）までの8:45から17:30の間（12:00から13:00の間、及び土・日・休祝日を除く）

(3) 受付場所

一般財団法人神戸観光局 港湾振興部 客船プロモーション課（所在地等は4ページ参照）  
郵送での受付も可。11月26日（木）必着。

※郵送の場合、行き違いを防ぐため電話連絡を行うこと（8:45から17:30の間（12:00から13:00の間、及び土・日・休祝日を除く））

## 7 委託先の選定方法

(1) 審査方法

- ・提出された内容について書類審査を行い、総合的な評価が最も高い応募者を委託予定者として選定する。
- ・選定結果は、応募事業者全員に通知する。但し、審査の経過等に関する問い合わせには一切応じない。

(2) 評価の視点

① 業務内容

寄港地観光プログラムを企画した事業者のコンセプトを理解し、外国人目線での適切かつ効果的な動画を制作できる撮影手法を有しているか。

② 業務遂行能力

- ・実現性のあるスケジュール、作業フロー、実施体制等が示されているか。
- ・本業務と同種または類似の業務を実施した実績、その他豊富な経験を有しているか。

③ 所要経費の明確性及び妥当性

見積金額は予算の範囲内で妥当な金額と認められるか。

(3) ヒアリング

必要と判断した場合には、応募者に電話や電子メール等でのヒアリングを行う場合がある。  
また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 選定結果の通知

12月中旬までに選定結果を通知するとともに、港湾振興部ホームページで委託予定事業者を公表する。

(5) 失格

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした者
- ② 提出期限内に所定の書類を提出しなかった者
- ③ 応募資格を満たしていない者

8 契約の締結等

神戸市所定の「委託契約約款」を準用して、委託予定事業者と当法人との間で、委託契約を締結する。

9 その他の留意事項

- (1) 提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募者からの提出物は、返却しない。
- (3) 委託者は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有する。
- (4) 本委託業務の成果物の著作権は、当法人に帰属する。
- (5) 上記のほか、当法人から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。
- (6) 実際の業務運営の詳細に関しては、委託者と都度協議して決定することとする。
- (7) 本募集要領に定めのない事項については、別途協議によるものとし、当該事業の目的に照らして誠実に対応すること。

10 提出先／問い合わせ先

一般財団法人神戸観光局 港湾振興部 客船プロモーション課  
神戸市中央区波止場町2番2号  
電話 078-327-8985、Fax 078-332-4739  
Eメール kobe-portterminal@kcva.or.jp